

平成19年第3回三笠市議会定例会

平成19年9月27日（第3日目）

○議事次第（第3号）

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 諸般報告について（一般行政報告） |
| 日程第 2 | 議案第46号、議案第47号、議案第54号から議案第56号まで及び議案第59号について（委報第3号） |
| 日程第 3 | 議案第48号から議案第53号まで、議案第57号及び議案第58号について（委報第4号） |
| 日程第 4 | 議案第61号 議員派遣について |
| 日程第 5 | 議案第62号 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第 6 | 認定第1号から認定第8号までについて |
| 日程第 7 | 意見書案第8号 道路整備に関する意見書 |

○出席議員（11名）

- | | | | | |
|-----|-----|-----------|-----|-----------|
| 議 長 | 5番 | 高 橋 守 氏 | 2番 | 岩 崎 龍 子 氏 |
| | 3番 | 佐 藤 孝 治 氏 | 4番 | 齊 藤 且 氏 |
| | 6番 | 武 田 倂 一 氏 | 7番 | 儀 惣 淳 一 氏 |
| | 8番 | 猿 田 重 夫 氏 | 9番 | 谷 津 邦 夫 氏 |
| | 10番 | 藤 浪 成 憲 氏 | 11番 | 扇 谷 知 巳 氏 |
| | 12番 | 熊 谷 進 氏 | | |

○欠席議員（1名）

- | | | |
|-----|----|-----------|
| 副議長 | 1番 | 丸 山 修 一 氏 |
|-----|----|-----------|

○説明員

- | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 市 長 | 小林 和 男 氏 | 総 務 部 長 | 西城 賢 策 氏 |
| 総 務 課 長 | 星 野 直 義 氏 | 財 務 課 長 | 磯 瀬 孝 氏 |
| 企画経済部長 | 松 本 哲 宜 氏 | 企画振興課長 | 須 河 恵 介 氏 |

| | | | |
|---------|-----------|---------------------|-----------|
| 環境福祉部長 | 澤 上 弘 一 氏 | 市民生活課長・ 選管事務局長 | 内 田 克 広 氏 |
| 保健福祉課長 | 永 田 徹 氏 | 建設部長 | 黒 田 憲 治 氏 |
| 建設管理課長 | 米 田 廣 文 氏 | 建設課長 | 中 沢 敏 男 氏 |
| 水道課長 | 作佐部 盛 秀 氏 | 教 育 長 | 富 樫 繁 樹 氏 |
| 教育次長 | 吉 田 正 幸 氏 | 学校教育課長 | 栗 山 俊 彰 氏 |
| 消 防 長 | 富 田 照 男 氏 | 消 防 署 長 兼 総務予防課長 | 辻 道 元 信 氏 |
| 消 防 課 長 | 石 岡 竹 志 氏 | 生活安全センター長 | 西 原 淳 志 氏 |
| 監 査 委 員 | 宇 野 政 美 氏 | 監査委員事務局長 | 中 村 正 法 氏 |

○出席事務局職員

| | | | |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 北 山 一 幸 氏 | 総 務 係 長 | 豊 口 哲 也 氏 |
|--------|-----------|---------|-----------|

◎開 議 宣 告

◎議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 諸 般 報 告

◎議長（高橋 守氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

一般行政報告の追加について市長から報告を求めます。

市長、登壇報告を願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） それでは、行政報告の追加分について申し上げます。

報告第1号、市工事についてでございますが、3件ございます。

一つ目は、三笠市街8号線道路改良工事、この部分につきましては、多賀町でありまして、ちょうど振興公社の建物の裏側から前に山本議員さんのおうちがあった、あそこへ抜ける道路の全長157.4メートルの改良工事でございます。期日は、12月30日までに工期が終わる予定にいたしておるところでございます。

続きまして、高美町の2号線ほか5路線、簡易舗装新設工事でございますけれども、これは、市内各所にございまして、申し上げますと主な部分は、ちょうどグリーンパークのすぐ下の、こっちから上ってきますと、一番上の道路が主としておりまして、それと高美町の2番目の道路、それからその縦の部分と。それからもう一つは、本郷いちきしり線の大西さんの家の方、あるいはまた、千賀院長が住んでおられるあその部分、そういったものを全部含めまして工事が行われるわけです。これは簡易舗装でございまして、非常に傷んでひび割れしたり、あるいは凹凸が激しいところについて行おうとしたものでございます。

次、3番目の宮本町の3号線ほか3路線、これは凍上道路の整備工事でございます、冬期間に凍上した部分、そういったものを整備いたすものでございまして、これは市来知神社の境内の裏の方の宮本の公営住宅のあるところから上に真っすぐ延びるところ、それからまたもう一つは、宮本町団地の部分ですね、山中のほうに抜けるところの道路が主として行われるところでございます。

以上が市の工事3件についてであります。

続きまして、報告第2号の北海道工事についてでございます。

一つは、岩見沢三笠線災害防除工事であります。これはこの前の行政報告のところで申し上げましたように、ちょうど桂沢観光ホテルの裏側の部分の崖のずれのところでございます、ここ前回やった部分のさらに奥側といいますか、452側のところで。これが終

いたしますと、桂沢観光ホテルの裏面はすべて終わるところでございます。

続きまして二つ目は、岩見沢三笠線公安（自歩道）の部分でございます、これはちょうど清住の町の部分で、三楽荘やことぶき荘に上に上っていく道路の手前から坂の清住会館のあるところまでのこちら側と言ったらあれですけども、住宅がたくさん建っている側のほうの歩道を整備するものであります。縁石もかなり除雪車のあれで傷んでおりますので、そこのところを直していただくことになっております。

以上が北海道工事2件でございます。

以上で、行政報告を終わります。

◎議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

初めに、報告第1号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に、報告第2号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

これより、議事に入ります。

**◎日程第2 議案第46号、議案第47号、議案第54号から
議案第56号まで及び議案第59号について
（委報第3号）**

◎議長（高橋 守氏） 日程の2 委報第3号、議案第46号、議案第47号、議案第54号から議案第56号まで及び議案第59号について一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、総務経済常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

（総務経済常任委員会委員長藤浪成憲氏 登壇）

◎総務経済常任委員会委員長（藤浪成憲氏） さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第46号、議案第47号の条例案件2件、議案第54号の定款変更1件、議案第55号の計画変更1件、議案第56号及び議案第59号の補正予算2件の計6件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

初めに、議案第46号三笠市婦人センター設置条例を廃止する条例の制定については、条文審査を含む主な質疑といたしまして、消費者協会の会員は、かなり高齢者が多く、女性が大半を占めている。引っ越しをするにも大変なので、10月1日から5日までの間にリサイクルバザーを開催し、格安で在庫処分を進める予定だが、市民会館2階への引っ越しはいつごろに行い、協力体制はどう考えているのかとの質疑に対し、引っ越しは10月下旬の29、30日の2日間を予定している。会員は女性が主なので市民生活課が中心となって手伝いをさせていただくことで話を進めているとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決するものと決定いたしました。

次に、議案第47号三笠市長の資産等公開条例の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく、原案可決するものと決定いたしました。

次に、議案第54号三笠市土地開発公社定款の一部変更については、条文を含む主な質疑といたしまして、元本の保証されたもの以外は運用してはならないという規定と理解して間違いないかとの質疑に対し、基本的にはそう受けとめている。一般会計の預金についても同じように元本が保証されるもの、もしくは運用されても元金が損なわれないよう運用しているのが現状であるとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、主な質疑といたしまして、市町村計画全体に及ぶ計画とは、私たちのまちでは、振興開発構想になると思うが、事業量については、面積は直接関係ないと理解してよいか。また、道の許可によって、これからの振興開発に関わる計画、制度、補助的なものが関連してくると考えてよいかとの質疑に対し、事業量が関係しているので面積は関係ない。基本は過疎法による支援なので、実質は過疎債の適用を図っていきたい趣旨で、ほかの計画というよりは、過疎債の適用を受けることの内容であるとの答弁がありました。

また、過疎法は10年間の時限立法だが何回目になるのか。スタートはいつだったかとの質疑に対し、三笠市は昭和46年に指定を受けており、4回目になるとの答弁がありました。

産炭法の指定団体は全国でもごく少数だが、過疎法の関係では指定公共団体は何団体あるかとの質疑に対し、総数1,805のうち738市町村が過疎法の適用を受けている。全国の市町村数からいくと、40.9%の自治体が適用を受けている。道内では、78.3%が適用を受けているとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決するものと決定いたしました。

次に、議案第56号平成19年度三笠市一般会計補正予算については、審査の順序といたしまして、補正予算総括表、歳出各款ごと、歳入全般、予算事項別明細書、補正予算書の順に審査を行いました。

最初の補正予算総括表については、特段の質疑もなく、次に歳出の審査に入り、第2款総務費の主な質疑といたしまして、電算システム更新による財務会計の取り扱いについ

て、病院はプライバシー保護も考えて、あえて独自のシステムを使っていきたいと理解するが、これから一般会計と企業会計が連動するに当たり、だれでも閲覧可能となるような心配はないかとの質疑に対し、財務会計システムは個人情報には触れない。歳入歳出執行状況のみを一般会計と企業会計と連動させて、三笠市としての総体の数字を掴んでいくためのものと考えている。今までの財務会計の運用のシステムは、ホストコンピューターという特別な機器を使っていたので、データの互換性がなかった。今後はオープンシステムになるので、パソコンを使って運用していくので、データとしては病院会計、水道会計も含め、データに互換性があるので、連動可能なシステムの構築になっている。パソコンはだれでも閲覧できる環境にはならないように設定したい。セキュリティーをしっかり設けていくとの答弁がありました。

幾春別バス待合所の水洗化についてはよいぐあいに改修してくれましたが、運動公園、道の駅など、公共施設の簡易水洗トイレを今後どのように考えていくかとの質疑に対し、サンファームについては、におい改善を進めていて、徐々に改善してきている。再開発に合わせて市道が入り、新しく下水道管も通ることから、今年度中には下水道管に切りかえることとなっている。そのほか大きな施設でつながっていないのは、市民会館、公民館、三笠市民センター以外の市民センター、中央公園と運動公園以外の街区公園がある。これらの公共施設については、将来継続して使用する場合には、水洗化に向けて今後も検討していきたいとの答弁がありました。

ファミリーランド三笠遊園のトイレについては、改善要望がかなりある。クリーングリーン三笠を標榜するには、キャッチフレーズに基づいたまちづくり施策が必要だと思うがいかがかとの質疑に対し、イベントがあるときは、職員を動員してトイレ掃除を行ってきた。来年度の財政需要もあるが、前向きに新年度予算に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に第3款民生費の主な質疑といたしまして、小規模多機能型居宅介護事業は新たなサービスの展開だが、許認可権はどこにあるのかとの質疑に対しまして、地域密着型サービスの一つで、市町村に許認可の権限があるとの答弁がありました。

事業主体である「ひだまり企業組合」は立ち上がってそんなに経過していないが、金融機関からの借入がどんな状況になっているかなどの事前ヒアリングは行っているかとの質疑に対し、一定の資金は銀行から借りると聞いているが、自己資金がどのくらいあって、借入がどのくらいなのかは聞いていないとの答弁がありました。

許認可権を有するには、新しいサービスを行うという観点からも、健全に運営できるかどうかの検証を一步踏み込んで行うべきと思うがどうかとの質疑に対し、補正予算が通ったら申請書を提出してもらい、資金計画なども添付してもらおうが、総合的に判断したい。指摘事項も視野に入れて検討したいとの答弁がありました。

本事業は、商工業等元気支援条例は該当しないかとの質疑に対し、国の間接補助金のみで市の制度による補助はないとの答弁がありました。

次に、第4款衛生費の主な質疑といたしまして、今回は金谷の共同浴場の修繕ということだが、建設年次の同じ住吉、唐松の共同浴場は問題ないのかとの質疑に対し、建設年次は同じ平成2年だが、住吉は特に問題ない。外壁については、浴場の水蒸気が周辺の風の流れの影響を受けるので、傷みぐあい微妙に変わってくるようである。唐松についても修繕は必要ないと判断しているとの答弁がありました。

次に、第6款農林水産業費、歳入全般、予算事項別明細書、補正予算書については、特段の質疑もなく、議案第56号平成19年度三笠市一般会計補正予算については討論もなく、原案可決するものと決定いたしました。

次に、議案第59号平成19年度三笠市育英特別会計補正予算(第1回)については、主な質疑といたしまして、貸し付けが完全に終了するのは何年か。また、貸付金の回収期間はいつまでか。また、連帯保証人をつけていると思うがどのような回収予定かとの質疑に対し、貸し付けが終わるのは平成19年度である。また、回収期間は10年間で平成18年度末の貸付残高は3,452万円ほど、未納者は45名、209万円ほどある。今後の徴収については、連帯保証人も含め、市の方針でもある法的措置も含めて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

基金残高は約2,300万円あるが、これからの回収分は基金に上乘せされていくと理解していいのか。教育委員会として、育英会計の今後の取り扱いをどう考えているかとの質疑に対し、育英会計を存続させて基金に積み立てていく方法もあるが、育英会計を廃止して一般会計に収入のみを入れていく方法もあるので、今後の取り扱いは検討したい。教育委員会としては、育英会計は整理していきたいと考えている。残金は教育費あるいは文化振興費に使えないかことしじゅうに検討したいとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第59号平成19年度三笠市育英特別会計補正予算については原案可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長(高橋 守氏) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

初めに、議案第46号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 次に、議案第47号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 次に、議案第54号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 次に、議案第55号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 次に、議案第56号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長（高橋 守氏） 最後に、議案第59号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第46号、議案第47号、議案第54号から議案第56号まで及び議案第59号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第46号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第46号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第46号三笠市婦人センター設置条例を廃止する条例の制定については、総務経済常任委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第47号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第47号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第47号三笠市長の資産等公開条例の一部を改正する条例の制定については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第54号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第54号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第54号三笠市土地開発公社定款の一部の変更については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第55号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第55号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第55号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第56号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第56号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第56号平成19年度三笠市一般会計補正予算については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第59号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第59号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第59号平成19年度三笠市育英特別会計補正予算については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程第3 議案第48号から議案第53号まで、議案第57号、及び議案第58号について(委報第4号)

◎議長(高橋 守氏) 日程の3 委報第4号、議案第48号から議案第53号まで、議案第57号及び議案第58号について一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、民生建設常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

齊藤委員長、登壇報告願います。

(民生建設常任委員会委員長齊藤 且氏 登壇)

◎民生建設常任委員会委員長(齊藤 且氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第48号から議案第53号までの条例改正案件6件、議案第57号、議案第58号の補正予算案件2件の計8件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第48号三笠市生活安全条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。条文も含む主な質疑としまして、マスタープランを基本に進められているが、幸町団地除却後の跡地利用について、市が造成をお願いした団地も売れ残っている中、計画があるのかとの質疑があり、その答弁としまして、昨年の市政懇談会などで、かなり老朽化し見苦しく、危険でもあるため、早く除却してほしいとの地域からの要望があった。跡利用を考えると道路も必要になり、除却後の区画割等については、希望を聞きながら来年度から分譲を予定しており、予算時期までに考え方を整理したいとの答弁がありました。

榊町団地を除却することで、今後プランに影響はないのかとの質疑があり、その答弁としまして、今回は次年度建設分の除却であり、今後、計画にのっとりた上で条例改正を行っていくとの答弁がありました。

幸町団地除却後、宅地として理解はできたが、宅地に面した道路計画についてとの質疑があり、その答弁としまして、市街52号線について、ことし3月に市道認定の議決をいただいた。今までは、市道ではなく公営住宅敷地内の通路であった。これまでに上下水道工事を行い、これから道路工事の発注を予定し、車道6メートル、路側帯2メートルで計画しているとの答弁がありました。

先日、わかまつ団地の公募抽選があったが、その結果についてとの質疑があり、その答弁としまして、今回、1棟48戸を建設し、来年度、建てかえする榊町から12戸、旧堤町団地から4戸、榊町・宮本町から優先的に移転希望があった12戸、合わせて28戸が公募の前に決まっていたので、9月1日の広報で20戸の募集をした。応募者が25名おり、うち4名がキャンセル、抽選漏れは1名で48戸すべて埋まった。このうち6名は市外からの通勤者であるとの答弁がありました。

当初の説明で、榊町3街区から順に要望をとり、2街区に移行すれば公募は必要はないと認識していたが、入居に対する計画が変わったのかとの質疑があり、幸町建てかえは、幸町に住んでいた方で埋まり、一般公募はしていない。榊町建てかえは、7棟計画し

ているが、需要と供給を見ながら建設していかなければならない。入居に対する計画は、基本的に変わっていないとの答弁がありました。

退去後、榊町団地の除却工事になり、冬になると余計な経費がかかるのではとの質疑があり、その答弁としまして、10月2日以降にかぎを渡し、2週間以内に引っ越しをしてもらい、年内に除却を予定しているとの答弁がありました。

ほかの地域の除却すべき住宅についての質疑があり、その答弁としまして、現在、3団地で30戸程度ある。新たな堤町団地を含めると、全体で約80戸が不要となるとの答弁がありました。

以前、弥生地区の住宅集約で空戸の淘汰はしたが、弥生・幾春別は高齢化率も50%と、冬期間かなり不自由な生活を強いられている。行政コストを低減するためにも、今後の計画を聞きたいとの質疑があり、その答弁としまして、弥生桃山町は協力をいただき、間引きさせていただいた。他の地区では、移転も難しく、思うようにいかなかった経験もあるが、来年度から団地内に集約する計画で進めていきたいとの答弁がありました。

マスタープランに弥生・幾春別の建設予定はないが、マスタープラン20年計画を今後どのように考えているのかとの質疑があり、その答弁としまして、マスタープラン作成時から、公営住宅の入居者が減少している状況であり、集約団地の意向を確認しながら計画どおり進めたいとの答弁があり、討論もなく、議案第51号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号三笠市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。その主な質疑としまして、国保基金は徐々に減っていく計画と思っていた。今後、後期高齢者医療のこともあるが、基金が増えることはどうなのかとの質疑に対し、国保基金の残高は、17年度末で3億4,000万円である。11月に後期高齢者の保険料が設定されるが、収納率のよい方が後期高齢者に移行することと、来年4月から特定健診が実施されるなど、年間で約2,000万円程度が取り崩しとなる見込みであり、10年間で2億円減る可能性もあり得るとの答弁がありました。

また、要望として、市民の健康を考慮しながら、今後は基金の利用法も睨んだ取り組みをとの要望があり、討論もなく、議案第57号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、原案可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第58号平成19年度三笠市介護保険特別会計補正予算についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

初めに、議案第48号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に、議案第49号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第50号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第51号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第52号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第53号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第57号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 最後に、議案第58号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第48号から議案第53号まで、議案第57号及び議案第58号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第48号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第48号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第48号三笠市生活安全条例の一部を改正する条例の制定については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第49号について討論を行います。

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第49号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第49号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第50号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第50号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第50号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第51号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第51号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第51号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第52号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第52号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第52号三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第53号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第53号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第53号三笠市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第57号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第57号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生建設常任委員長の報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第58号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第58号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第58号平成19年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程第4 議案第61号 議員派遣について

◎議長(高橋 守氏) 日程の4 議案第61号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第61号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第61号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第62号 議会運営委員会及び各常任委員会
所管事項調査について

◎議長（高橋 守氏） 日程の5 議案第62号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第62号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第62号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 認定第1号から認定第8号までについて

◎議長（高橋 守氏） 日程の6 認定第1号から認定第8号について一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 認定第1号平成18年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第8号平成18年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定まで、一括して御説明申し上げます。

最初に、認定第1号平成18年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成18年度予算は、三位一体の改革を反映する地方財政計画の動向や普通交付税の平成17年度国勢調査による減少影響など厳しい財政背景の中、自立対策の計画的反映と早期実現を検討するとともに、新たな行財政改革を加え、限られた歳入に見合うよう必要経費の見直しのほか、指定管理者制度の導入など徹底した歳出見直しによって、実質的な予算規模を縮減し、「第7次総合計画」の推進と「市民と行政の協働によるまちづく

り」を基本目標に、市民と行政が一体となり、財政の安定的な運営を目指して予算編成を行いました。

また、そうした中、政策的予算においては、地域住民の生活に直結する事業を厳選して措置するとともに、年度途中においては、バイオマス構想推進事業費、空知産炭地域総合発展基金借入金の一括繰り上げ償還、サンファームエリア再開発事業など振興開発構想推進事業や緊急を要する事項についての対応を図ったものであります。

また、予算の執行に当たっては、財政の健全化を念頭に置き、予算審議の経緯や諸情勢の変化を踏まえ、経費の節減、合理化を図りながらも、予算で定められた行政目的の達成を目指したものであります。

歳入については、市税の適正賦課と徹底した滞納対策の強化として、特別徴収対策本部会議により、関係所管の連携を密にした取り組みや、全職員体制による臨時的な収納活動により、徴収率の向上に努めるとともに、国・道支出金、優良な地方債等の確保を図り、さらには普通交付税の減額影響に対する財政支援について、行財政改革の推進を前面に打ち出し、国に強く要請して財源確保を図ったものであります。

歳出については、経費の効率的な執行や行政サービスの低下とされない見直しを常に検討し執行したものであります。

決算の状況は、最終予算額109億1,405万5,000円に対して、歳入決算額は106億3,470万3,622円で、予算に対する収入率は97.4%であります。

一方、歳出決算額は105億4,730万9,988円で、予算に対する執行率は96.6%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は8,739万3,634円となり、そのうち平成18年度においては繰越明許費が発生したため、888万7,000円は、これに必要な特定財源として繰り越され、翌年度予算に繰り越される実質額は、7,850万6,634円となるものであります。

なお、平成18年度一般会計事業等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、認定第2号平成18年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成18年度予算は、超高齢化社会に向けた医療制度の改革の実施による老人医療費の公平な負担や老人保健制度改正による公費負担見直しにより、市負担額が増加する中、なお一層の経費全体の見直しと老人医療費の適正化を推進し、健全な運営を実施することを基本に予算編成を行いました。

予算の執行に当たっては、国・道負担金及び支払基金交付金等の収入確保を図りながら、事務的経費の効率的執行に努め、医療費については、医療費通知の実施及びレセプト点検等の医療費適正化に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額28億854万2,000円に対して、歳入決算額は26億405万5,002円で、予算に対する収入率は92.7%であります。

一方、歳出決算額は25億6,201万6,169円で、予算に対する執行率は91.2%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は4,203万8,833円となり、この全額を実質繰越額として翌年度に繰り越されますが、本会計は老人保健法の規定により、当該年度の法定負担分は概算交付され、翌年度に精算されるものであります。

次に、認定第3号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成18年度の予算は、年々増加する高齢者に係る医療費の適正化を図るために実施された医療制度改革のもと、制度を通じた給付の平等や負担の公平を図り、国民健康保険財政の健全な運営を実施することを基本に予算編成を行いました。

予算の執行に当たっては、収納率向上のための特別対策事業の実施、事務的経費の効率的執行、医療費適正化のために前年度に引き続き、骨粗しょう症検診、人間ドック費用の助成事業の実施や医療費通知、レセプト点検の充実強化に努めたほか、優良健康家庭表彰を実施し、被保険者の健康保持増進に対する意識の高揚を図ったものであります。

また、国に対しては補助基準の引き上げを要請し、その確保に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額21億1,914万8,000円に対して、歳入決算額は20億4,264万637円で、予算に対する収入率は96.4%であります。

一方、歳出決算額は19億2,245万1,755円で、予算に対する執行率は90.7%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は1億2,018万8,882円となり、そのうち平成18年度においては繰越明許費が発生したため、873万5,000円はこれに必要な特定財源として繰り越され、翌年度予算に繰り越される実質額は1億1,145万3,882円となるものであります。補助金等精算還付整理後の残額については、国民健康保険基金へ積み立てするものであります。

次に、認定第4号平成18年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成18年度予算は、第3期介護保険事業計画における財政運営を基本として、保険給付が適切に実施できるよう予算編成を行いました。

また、年度途中においては、介護保険システムの改修を要したことから、予算の補正により、対応を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、サービスの円滑な提供に努めたほか、第1号被保険者の介護保険料の収入確保の強化に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額12億4,926万6,000円に対して、歳入決算額は12億1,168万3,037円で、予算に対する収入率は97.0%であります。

一方、歳出決算額は11億6,135万7,040円で、予算に対する執行率は93.0%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は5,032万5,997円となり、そのうち平成18年

度においては繰越明許費が発生したため、111万5,500円はこれに必要な特定財源として繰り越され、翌年度予算に繰り越される実質額は4,921万497円となるものであります。補助金等精算還付整理後の残額については、介護給付費準備基金へ積み立てするものであります。

次に、認定第5号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成18年度の予算は、恵まれた自然や生活環境を守り、快適な生活を送るための基盤整備として、管渠整備の充実及び水洗化の普及促進を目指すことを基本に、予算編成を行いました。

また、年度途中においては、予算の整理等必要な対応を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、予算審議の経緯を踏まえ、予算で定められた事業目的の達成を基本に、事務的経費の節減、事業の効率的執行に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額10億6,645万3,000円に対し、歳入決算額は10億2,943万6,653円で、予算に対する収入率は96.5%であります。

一方、歳出決算額は10億2,922万6,980円で、予算に対する執行率は96.5%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は20万9,673円となり、翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第6号平成18年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成18年度予算は、奨学金貸与限度額を大学生月額3万2,000円とし、貸付人員については、大学生7人を予定し予算編成したところ、実績は予定どおり大学生7人となったものであります。

決算の状況は、最終予算額737万3,000円に対して、歳入決算額は794万3,896円で、予算に対する収入率は107.7%であります。

一方、歳出決算は737万3,000円で、予算に対する執行率は100%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は57万896円となり、この全額を翌年度に繰り越して育英基金へ積み立てするものであります。

次に、認定第7号平成18年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成18年度予算は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命として、施設の維持管理に努めるとともに、公営企業の独立採算性の原則に立ち、経営の改善と経費節減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については最終予算額3億3,969万4,000円に対し、決算額は3億2,890万3,908円で、1,079万92円の減収となりました。

一方、支出については、最終予算額3億3,839万1,000円に対し、決算額は3億2,370万9,364円で、1,468万1,636円の不用額が生じ、税込みの収入支出

差し引き額は519万4,544円となりましたが、税抜き収入支出差し引き額は純損失290万1,922円となりました。

次に、資本的収支であります。配水管の改良及び整備、量水器取りかえ等について予定どおり執行したところであります。

収入では最終予算額1億2,241万7,000円に対し、決算額は1億2,241万7,812円であり、812円の増となりました。

一方、支出では、最終予算額2億7,625万8,000円に対し、決算額2億7,352万2,715円であり、273万5,285円の不用額が生じ、差し引き1億5,110万4,903円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額902万6,490円、過年度損益勘定留保資金1億4,207万8,413円をもって補てんしたものであります。

最後に、認定第8号平成18年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成18年度の病院事業は、地域の基幹的・中核病院として医療サービスの向上に努めたほか、安全な医療環境を確保するため、医療機器の新規購入及び更新を行いました。

また、医師不足解消の取り組みとして、4月から2名の卒後臨床研修医を受け入れたほか、大学への医師派遣依頼や民間病院との連携を進め、医師の確保を図ったところであります。

決算の状況は、まず、収益的収支であります。収入については人口の減少に加え、医療費の個人負担の引き上げに伴う診療離れによる患者数の減少のほか、平成18年4月に診療報酬の大幅な引き下げが実施された影響もあり、最終予算額26億1,679万9,000円に対し、決算額は25億8,449万4,519円であり、3,230万4,481円の減収となりました。

一方、支出については、医療職の希望勧奨退職を実施したことや、退職者の不補充対応などにより、給与費の抑制を図ったほか、経費の効率的な執行に努めた結果、最終予算額28億6,200万1,000円に対し、決算額は28億2,624万1,314円であり、3,575万9,686円の不用額が生じ、当年度純損失は税抜きで2億4,178万6,663円となり、一時借入金で補てんしたものであります。

次に、資本的収支であります。医療機器の購入と下水道整備を行ったところであります。

収入では、最終予算額1億90万3,000円に対し、決算額は9,910万3,000円であり、180万円の減となりました。

一方、支出については、最終予算額1億4,370万2,000円に対し、決算額は1億4,347万983円であり、23万1,017円の不用額が生じ、差し引き4,436万7,983円の不足額となったところであります。

この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額3万9,768円と一時借入金4,432

万8,215円をもって補てんしたものであります。

なお、当年度発生留保資金は1億659万6,942円であり、4億5,890万1,701円の不良債務を生じたものであります。

以上、認定第1号から認定第8号まで一括して説明申し上げ、別冊の各会計歳入歳出決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、御認定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

初めに、認定第1号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に、認定第2号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、認定第3号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、認定第4号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、認定第5号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、認定第6号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、認定第7号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 最後に、認定第8号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号から認定第8号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査とすることに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付した一覧表のとおり議長を除く11名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました11人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第7 意見書案第8号 道路整備に関する意見書

◎議長(高橋 守氏) 日程の7 意見書案第8号道路整備に関する意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか3人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表して、武田議員から提案理由の説明を求めます。

武田議員、登壇説明願います。

(6番武田悌一氏 登壇)

◎6番(武田悌一氏) 意見書案第8号道路整備に関する意見書を朗読提案させていただきます。

道路は道民生活や経済・社会活動を支えるもっとも基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところからも、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものであります。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、全国に比べて大きく立ちおくれしており、特に冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには、「観光のくにづくり」を支援する上で、より一層重要となっております。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、高次医療サービスの確保や災害発生時における代替性の強化などを図る上で、そして北海道が自主・自律を目指し、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題であります。

昨年末に道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められておりますが、北海道の道路整備の実情を十分踏まえ、引き続き道路整備が強力に推進されるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望いたします。

記。

1、道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。

2、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するに当たっては、地域間格差への対応、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、道民の道路整備に対するニーズを幅広く酌み取るとともに、道民の期待にこたえるべく、道路整備を計画的

かつ着実に推進すること。

3、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な整備を行うことにより、一日も早く供用するとともに、抜本的見直し区間のうち「当面着工しない」とされた区間については、早期に事業化を図ること。

また、利用者の利便性向上を図るため、弾力的な料金設定に努めること。

4、今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び信頼性が確保されるよう適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月27日、北海道三笠市議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第8号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第8号道路整備に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先に送付します。

以上で、今定例会に付議されました事件は、すべて終了しました。

◎閉 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成19年第3回定例会を閉会します。

御苦労さまでございます。

閉会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員